

消費者コーナー

通販の定期購入トラブル にご注意を！

インターネットやSNS上で「初回お試し価格〇〇円」「初回実質0円（送料のみ）」など、通常価格より低価格での販売をうたう健康食品や、化粧品などの通信販売の広告を目にしたことがある人も多いのではないだろうか。「お試し」「1回だけ」と思って購入してみると、実は数カ月や決められた回数の定期購入が条件になっていたというトラブルが増加しています。

【事例①】 SNSの広告で、健康食品が「1回〇〇円でお試し」とあったので注文したところ、定期購入になっていた。解約を申し出たら、通常価格での代金を請求された。

【事例②】 ネットの広告をみて化粧品を定期購入した。1回目の商品が届き、2回目以降は解約したいと申し出たところ、5回の定期購入が条件なので、中途解約は違約金が必要だと言われた。

このようなトラブルの背景に、低価格での販売をうたう表示が目立ち、『定期購入品である』『途中解約はできない』などの購入の条件が分かりにく

い広告が多いことが考えられます。

定期購入に関する相談が増加している現状をふまえ、通信販売や訪問販売など特定の販売方法に関するルールを定めた法律（特定商取引法）が改正され、通信販売の広告に関して、「定期購入契約の場合は『定期購入であること』、金額、契約期間、その他の販売条件」を表示する義務」が新たに追加されました（平成29年12月1日施行）。

【アドバイス】

法律の改正によって、購入の条件が分かりにくい広告は減ると考えられますが、通信販売で健康食品などを購入する際は、『定期購入ではないか』『途中解約ができるか』『解約する場合の窓口はどこか』など、契約内容や解約条件をしっかりと確認することが大切です。

消費生活センター

毎週月・金曜日（年末年始、祝日を除く）

午前9時30分～午後4時

（正午～午後1時は昼休み）

※予約申し込み不要・無料

※電話での相談も受け付けています

（☎内線348まで）

場所 市役所2階消費生活相談室

多重債務問題に関する 無料法律相談窓口

毎月第3木曜日

午後1時～4時（一人30分程度）

※予約申し込みが必要です。

（問い合わせ・相談予約申し込み）

産業振興課 商工・農政係

（☎内線440）

地球にやさしいエコライフ 156

2月は省エネルギー月間です

冬は暖房の使用などによってエネルギーの使用量が多くなる季節です。使用量が多くなる季節だからこそ、一人ひとりが省エネルギーを心がけていくことが大切です。家庭でできる冬のエコライフを実践していきましょう。



問い合わせ 環境課 環境保全係（☎内線307）